

資本関係等のある資格者同士の入札参加について

令和3年3月31日 決裁

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から同一入札への参加について一定の制限を加える必要があることから、下記のとおり取り扱うこととする。

記

第1 実施事項

名護市が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、監理及び調査等委託（以下「工事等」という。）請負業者の入札について、第2に規定する基準（以下「基準」とう。）のいずれかに該当する複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

第2 基準

1 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存命中の会社（以下、「更生会社等」と総称する。）である場合を除く。

（1）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（1）については、一方の会社が更生会社等である場合は除く。

（1）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（2）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（役員の定義）

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び委員会等設置会社の取締役を除く）

ウ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

第3 基準に該当する場合の取扱い及び公告等

1 入札に参加する者に必要な資格として、基準に該当する者は同一工事等の入札に参加することができない旨を、入札の公告、入札説明書等に明示するものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の1

者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者のした入札は無効とはならないものとする。

- 2 基準に該当する者のした入札は、無効とすることとし、その旨を入札の公告、指名通知等に明示するものとする。

第4 基準に該当することの確認等

資本関係又は人的関係の有無を確認するため、入札参加者に対して「資本関係・人的関係に関する調書」（別記様式）の提出を求めることができる。

第5 本基準の適用

この基準は、第3に規定する明示を行った工事等から適用する。

第6 その他

基準に該当する場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名護市工事等入札心得等の無効の入札（連合）には抵触しないものとする。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。